

# 岐阜県公報

第 二 千 四 十 六 号  
平成二十一年五月十二日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定 (男女参画青少年課) 三三三<sup>ページ</sup>五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 三三三六
- 解除予定保安林とする旨の通知 (同) 三三八
- 保安林の指定施業要件の変更 (郡上農林事務所) 三三三九

### 選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し (選挙管理委員会) 三三三九

### 公 示

- 落札者等に関する公示 (広報課) 三三三九
- 同 (市町村課) 三三三九
- 同 (情報企画課) 三三三九
- 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 三三三九
- 指定自立支援医療機関の指定 (同) 三三三九
- 土地改良事業の工事の完了 (農地計画課) 三三三九
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 三三三九
- 同 (下呂農林事務所) 三三三九
- 平成二十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師)試験の実施 (人事委員会) 三三三九
- 平成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施 (同) 三三三九

## 告 示

### 岐阜県告示第三百四十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 雑誌図書類

| 種別 | 図 書 類 の 題 名 | 月 日 号 等   | 発行所、制作者等    |
|----|-------------|-----------|-------------|
| 雑誌 | チャンプロード     | 2009. 6月号 | 勝 益 倉 田 版 社 |

### 2 雑誌等

平成21年5月12日

### 3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町三ツ谷字新田洞二二四八、二二四九の一から二二四九の三まで

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

高山市莊川町三谷字小谷二二三六

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町二本木字切クダシ八四七の四

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字杉ヶ平一一五の一、一一七の一、一一八から一二〇まで、一二三の四一七

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

## 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字中新田一二二八の二九、一二四一の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

## 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市日吉町字霜向六四六〇の一（次の図に示す部分に限る。）

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

## 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字門洞二四五四の二、二四五四の三、二四五九から二四六七まで、二四六八の一、二四七六、二四八五の一、二四八五の二、二四八五の九五、二八七四から二八七六まで、二八八一から二八八五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小川字小洞九九三の一、九九四、一〇〇〇の七、一〇〇〇の二、一〇〇〇

の二、一〇〇〇の二七から一〇〇〇の二九まで、一〇〇〇の三一、一〇〇〇の四四、一〇〇〇の六四、一〇〇六、一〇〇七の二、一〇〇七の二、一〇〇八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

土岐市下石町字西山三〇五の二三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市高鷲町大鷲字松木河原一五四六の一、一五四七の一、一五四七の四、一五四八の一
- 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
- （一）立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採を禁止する。
- 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その面告示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

| 名      | 称 | 所            | 在 | 地 |
|--------|---|--------------|---|---|
| 岐阜市考松苑 |   | 岐阜市猪河1089番地1 |   |   |

公 示

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 県政テレビ・ラジオ広報番組の制作・放送委託業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地  
株式会社岐阜放送  
代表取締役会長 杉山 幹夫
- 6 契約金額 62,621,580円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県広報課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第10条第1項第1号該当

- 4 契約の相手方を決定した日 平成二十一年4月1日

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区一番町25番地

財団法人地方自治情報センター  
理事長 小室 裕一

- 6 契約金額 57,877,155円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課

- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 ぎふポータル（2次サービス）運用保守業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第10条第1項第1号該当

- 4 契約の相手方を決定した日 平成二十一年4月1日

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市日置江1丁目58番地

ぎふポータル（2次サービス）運用保守業務特定共同企業体

- 6 契約金額 56,586,600円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

○指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

| 名 称             | 所 在 地           | 自立支援医療を担当する診療科名 | 自立支援医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|
| すこやか診療所         | 岐阜市北山一―三―一      | 精神科             | 精神通院      | 平成三〇・五・一  |
| 小森内科胃腸科         | 揖斐郡大野町黒野六四五―    | 内科              | 精神通院      | 平成三〇・五・一  |
| 江尻内科・循環器科クリニックス | 飛騨市古川町上気多六三―一―一 | 内科              | 精神通院      | 平成三〇・五・一  |

（薬局）

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
|-----|-------|-----------|-----------|
|-----|-------|-----------|-----------|

|                         |              |      |             |
|-------------------------|--------------|------|-------------|
| トリカイ薬局 多治見<br>クリスタルプラザ店 | 多治見市本町三〇一    | 精神通院 | 平成<br>三・五・一 |
| みやび調剤薬局                 | 本巣市三橋三九一     | 精神通院 | 平成<br>三・五・一 |
| ハート調剤薬局                 | 岐阜市長旗町二一〇一   | 精神通院 | 平成<br>三・五・一 |
| わに薬局 駅西店                | 高山市昭和町二八五一   | 精神通院 | 平成<br>三・五・一 |
| ピノキオ薬局 那加店              | 各務原市那加西野町二三〇 | 精神通院 | 平成<br>三・五・一 |

。指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

| 名 称                | 所 在 地               | 自立支援<br>医療の種類 | 辞 退<br>年 月 日 |
|--------------------|---------------------|---------------|--------------|
| スギ薬局 オーキッド<br>パーク店 | 岐阜市香蘭二二三<br>パーク西棟二階 | 精神通院          | 平成<br>三・四・七  |
| ローズ調剤薬局            | 岐阜市長旗町二一〇一          | 精神通院          | 平成<br>三・三・三  |

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類         | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日  |
|---------------|----------|----------|
| 県営経営体育成基盤整備事業 | 山之上地区    | 平成二一・二・九 |

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所  
五三土地 平成 理事 西 脇 一 上 養老郡養老町船附 二八五八番地一  
改良区 三・一・一

就任した役員

土地改良区 就任 役名 氏 名 住 所  
五三土地 平成 理事 中 嶋 一 男 養老郡養老町船附 七八五番地  
改良区 三・三・三

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

## 退任した役員

土地改良区  
改良地名  
年退月  
日任

養老町大  
地改良区  
三・四・三〇  
平成一

役名 氏 名 住  
理事 飯田 信雄 養老郡養老町大場

一〇三番地  
六三二番地  
六二八番地  
四二二番地  
四二二番地  
六二六番地  
一〇八番地  
六三三番地  
五〇七番地二  
五五番地

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年五月十二日

岐阜県知事 古 田

肇

## 退任した役員

土地改良区  
改良地名  
年退月  
日任

養老町大  
地改良区  
三・三・三  
平成

役名 氏 名 住  
理事 二村 金吾 下呂市萩原町羽根

二二〇番地  
一二六番地  
二二一番地二  
七五五番地  
五二五番地一  
七二二番地  
二二三番地三  
一三〇九番地一  
一五四九番地  
二四八八番地七  
二二二五番地  
九三三番地

## 就任した役員

土地改良区  
改良地名  
年就月  
日任

養老町大  
地改良区  
三・五・一  
平成

役名 氏 名 住  
理事 木村 作美 養老郡養老町大場

六三三番地  
六三三番地  
六二八番地  
四二二番地  
四二二番地  
六二六番地  
一〇八番地  
一〇二番地  
五五番地  
四二二番地

## 就任した役員

土地改良区  
改良地名  
年就月  
日任

養老町大  
地改良区  
三・四・一  
平成

役名 氏 名 住  
理事 二村 金吾 下呂市萩原町羽根

二二〇番地  
一二六番地  
二二一番地二  
七五五番地  
五二五番地一  
七二二番地  
二二三番地三  
一三〇九番地一  
一五四九番地  
二四八八番地七  
二二二五番地  
九三三番地

|              |  |      |        |
|--------------|--|------|--------|
| 試験名          |  | 試験区分 | 採用予定人員 |
| 大学院修士課程修了者試験 |  | 機械   | 若干人    |

この試験は、岐阜県職員として大学院修士課程修了及び大学卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員並びに薬剤師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

平成二十一年五月十二日

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒業程度試験及び資格免許職（薬剤師）試験を次のとおり実施します。

平成二十一年五月十二日

|    |       |         |
|----|-------|---------|
| 同  | 今井隆   | 三四九番地   |
| 同  | 都竹久直  | 二七七番地   |
| 同  | 二村正博  | 四八六番地二  |
| 同  | 桂川久一  | 七二二番地   |
| 同  | 都竹文也  | 一一〇六番地  |
| 同  | 桂川忠敬  | 一五二九番地二 |
| 同  | 桂川幾郎  | 二三〇九番地一 |
| 同  | 今井正行  | 二四八九番地一 |
| 監事 | 桂川 覚  | 二三二五番地  |
| 同  | 西田 富夫 | 九六三番地   |

。平成二十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒業程度試験及び資格免許職（薬剤師）試験の実施

|     |      |          |    |        |      |    |      |    |    |      |    |
|-----|------|----------|----|--------|------|----|------|----|----|------|----|
| 試験名 | 試験区分 | 大学卒業程度試験 |    |        |      |    |      |    |    |      |    |
|     |      | 化学       | 行政 | 行政（福祉） | 警察行政 | 農学 | 森林科学 | 土木 | 建築 | 農業土木 | 電気 |
| 試験名 | 試験区分 | 若        | 十  | 五      | 五    | 若  | 若    | 若  | 若  | 若    | 若  |
|     |      | 人        | 人  | 人      | 人    | 人  | 人    | 人  | 人  | 人    | 人  |

|     |      |         |    |    |      |    |    |      |    |      |        |
|-----|------|---------|----|----|------|----|----|------|----|------|--------|
| 試験名 | 試験区分 | 資格免許職試験 |    |    |      |    |    |      |    |      |        |
|     |      | 薬剤師     | 機械 | 電気 | 農業土木 | 建築 | 土木 | 森林科学 | 農学 | 警察行政 | 行政（福祉） |
| 試験名 | 試験区分 | 五       | 若  | 若  | 若    | 若  | 若  | 若    | 若  | 五    | 若      |
|     |      | 人       | 人  | 人  | 人    | 人  | 人  | 人    | 人  | 人    | 人      |

二 受験資格

|     |      |          |    |        |      |    |      |    |    |      |    |
|-----|------|----------|----|--------|------|----|------|----|----|------|----|
| 試験名 | 試験区分 | 大学卒業程度試験 |    |        |      |    |      |    |    |      |    |
|     |      | 化学       | 行政 | 行政（福祉） | 警察行政 | 農学 | 森林科学 | 土木 | 建築 | 農業土木 | 電気 |
| 試験名 | 試験区分 | 若        | 十  | 五      | 五    | 若  | 若    | 若  | 若  | 若    | 若  |
|     |      | 人        | 人  | 人      | 人    | 人  | 人    | 人  | 人  | 人    | 人  |

|     |      |         |    |    |      |    |    |      |    |      |        |
|-----|------|---------|----|----|------|----|----|------|----|------|--------|
| 試験名 | 試験区分 | 資格免許職試験 |    |    |      |    |    |      |    |      |        |
|     |      | 薬剤師     | 機械 | 電気 | 農業土木 | 建築 | 土木 | 森林科学 | 農学 | 警察行政 | 行政（福祉） |
| 試験名 | 試験区分 | 五       | 若  | 若  | 若    | 若  | 若  | 若    | 若  | 五    | 若      |
|     |      | 人       | 人  | 人  | 人    | 人  | 人  | 人    | 人  | 人    | 人      |

次に掲げる者

一 平成二十一年四月一日における年齢が三十一歳未満で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院において修士課程を修了又は平成二十二年三月までに修了見込みの者

二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

次に掲げる者

一 平成二十一年四月一日における年齢が二十

| <p>大学卒程度試験</p> <p>社)、警察行政、農学、森林科学、土木、建築、農業土木、電気、機械</p> <p>一歳以上二十九歳未満の者<br/>二 平成二十一年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの<br/>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成二十二年三月までに卒業見込みの者<br/>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                                                                                                                      | <p>資格免許職試験</p> <p>薬剤師</p> <p>平成二十一年四月一日における年齢が二十九歳未満で、薬剤師の免許を有する者又は平成二十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p>                                                                        |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|---------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------|------|--------------------------------------|
| <p>ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者(ただし、大学院修士課程修了者試験における「機械」「化学」、大学卒程度試験における「電気」「機械」及び資格免許職試験における「薬剤師」を除く。)</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> | <p>三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <p>1 第一次試験</p> <p>(一) 日時及び場所<br/>平成二十一年六月二十八日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。</p> <p>(二) 方法</p> <p>(1) 教養試験</p> <p>公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的</p> |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| <p>(2) 専門試験</p> <p>試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学院修士課程修了程度又は大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p> <p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <th>試験区分</th><th>出題分野</th></tr> <tr> <td>機械</td><td>数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等</td></tr> <tr> <td>化学</td><td>数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、材料学、環境化学等</td></tr> </table>                                                                         | 試験区分                                                                                                                                                                            | 出題分野 | 機械 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等 | 化学 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、材料学、環境化学等 | <p>大学卒程度試験</p> <table> <tr> <th>試験区分</th><th>出題分野</th></tr> <tr> <td>行政</td><td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等</td></tr> <tr> <td>行政(福祉)</td><td>行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等</td></tr> <tr> <td>警察行政</td><td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等</td></tr> <tr> <td>農学</td><td>栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等</td></tr> <tr> <td>森林科学</td><td>林業政策、林業経営学、造林学、林産一般、林業工学、砂防工学、森林生態学等</td></tr> </table> | 試験区分 | 出題分野 | 行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等 | 行政(福祉) | 行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等 | 警察行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等 | 農学 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等 | 森林科学 | 林業政策、林業経営学、造林学、林産一般、林業工学、砂防工学、森林生態学等 |
| 試験区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 出題分野                                                                                                                                                                            |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 機械                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等                                                                                                                           |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 化学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、材料学、環境化学等                                                                                                                            |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 試験区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 出題分野                                                                                                                                                                            |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 行政                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等                                                                                                                                     |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 行政(福祉)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等                                                                                                                         |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 警察行政                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等                                                                                                                                     |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 農学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等                                                                                                                          |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |
| 森林科学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 林業政策、林業経営学、造林学、林産一般、林業工学、砂防工学、森林生態学等                                                                                                                                            |      |    |                                                       |    |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |      |    |                                             |        |                                                         |      |                                             |    |                                                        |      |                                      |

|                  |                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------|
| 土<br>木           | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等                  |
| 建<br>築           | 数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等        |
| 農<br>業<br>土<br>木 | 数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等 |
| 電<br>気           | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等          |
| 機<br>械           | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等         |

資格免許職試験

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 試験区分        | 出題分野                                      |
| 薬<br>剤<br>師 | 物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学等 |

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十一年七月十日（金）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十一年七月下旬から八月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 1   | 口述試験                                                  |
| (1) | 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。                          |
| (2) | 集団討論試験                                                |
| (2) | 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います（大学院修士課程修了者試験を除く。）。 |
| (3) | 適性検査                                                  |
| (3) | 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。                            |
| (4) | 身体精密検査                                                |
| (4) | 所定の健康診断書の提出を求めます。                                     |

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十一年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者がすべて採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

5 給与等

平成二十一年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額額は、修士課程修了者で二十一万七千七百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十七万八千八百円、医療職（給料表適用職員は、大卒者で十八万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算され

ます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤  
勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、  
県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職  
員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合  
は、封筒の表に「修士請求」、「大卒請求」又は「薬剤師請求」と朱書き、百二十円  
分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事  
委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込  
書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」又は「薬剤師受験」と  
朱書き、〒五〇〇―八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、必ず特  
定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に  
撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五  
センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年五月十二日（火）から五  
月二十九日（金）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日  
曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十九日（金）までの消印がある  
ものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を  
合格発表の日から一か月間岐阜県情報公開総合窓口で提供します。その際、運転免許  
証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容  
は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八―  
二七二―一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

。平成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平  
成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。  
平成二十一年五月十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事  
務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

| 試 験 名                  | 試 験 区 分 | 採 用 予 定 人 員 |
|------------------------|---------|-------------|
| 身体障がい者を対象とした<br>職員採用試験 | 行 政 若   | 干 人         |

二 受験資格

| 試 験 名                      | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障がい者を<br>対象とした職員<br>採用試験 | 自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の<br>遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの<br>一 平成二十一年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九<br>歳未満の者<br>二 身体障害者手帳の交付を受けている者<br>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住<br>している者を含む。）<br>四 活字印刷文による出題に対応できる者 |

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十一年六月二十八日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

(2) 専門試験

公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。  
試験問題の出題分野は別表のとおりです。

(別表)

| 試験区分 | 出題分野                                                          |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 行政   | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等<br>以上五十題のうち四十題を選択 |

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十一年七月十日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十一年七月下旬から八月月上旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識についての個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十一年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者がすべて採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十一年度の新規採用者の給料月額、十七万八千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手

当等が支給されます。

## 六 受験手続

### 1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局におかれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

### 2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

### 3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年五月十二日（火）から五月二十九日（金）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十九日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

### 七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県情報公開総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

### 八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八―

二七二―二二一 内線三五六）へ問い合わせてください。